

自由党総理辞任をめぐる板垣退助の政党活動と政党論

第二次松方内閣・第三次伊藤内閣期を中心に

真辺美佐

はじめに

本稿の目的は、一八九七（明治三〇）年の自由党総理辞任前後の、板垣退助の政党活動と政党論を明らかにすることにある。

板垣が自由党総理（党首）に就任したのは、一八九一年三月二十五日、第一議會閉会後のことである。就任に際して、立憲自由党は自由党へと名称を変更するとともに、組織改革を行った。立憲自由党は党に総理を置かず、幹事五名で党の指導に当たる組織形態としたが、第一議會において指導体制の脆弱性が露呈し、衆議院での予算審議に際して党の分裂にまで陥ってしまったことを反省してのことであった¹⁾。以降、板垣は、自由党の総理であり続けたが、第二次伊藤内閣に内務大臣としての入閣が決まると、一八九六年四月一六日

総理を辞任する。その後、自由党に総理は置かれなまま、一八九七年一月一〇日、本稿で検討するように、板垣は再び総理に推挙され、就任した。しかしその再任からわずか二か月余り後の三月九日、板垣は再び総理を辞任するのである。その後、自由党は総理不在のまま、一八九八年六月二二日、進歩党と合同、憲政党を結ぶることとなる。そしてその憲政党にも総理が置かれることがないまま、六月三〇日、日本初の政党内閣・隈板内閣が成立した。隈板内閣は自由党系と進歩党系の対立がもとで、わずか四か月後の一〇月三〇日に崩壊、自由党系は新しく憲政党を、進歩党系は憲政本党を結成した。分裂後の憲政党は依然として、総理を擁立せず、伊藤博文を総裁として一九〇〇年九月一五日に成立した立憲政友会に吸収（二日前に解党）されることとなった。つまり、自由党（のち憲政党）は、実に約三年半の間（内務大臣による総理辞任等の時期を含め

ると約四年三か月もの間)、総理不在のまま政党を運営したということになる。本稿は、この総理不在時期における板垣の政党活動や政党論について検討を加える。

先行研究について言及すると、従来の議会政治に関する研究は、政治史分析が主流である一方、政党指導論・組織論などの政党に関する論を扱う思想史研究が欠如している。また政治史研究においては、藩閥と接近した自由党内の星亨らの勢力が大きく着目される一方で、それ以外の人物や党派については研究が手薄であった。ことに板垣退助の政治的理念や政党指導に関しては、これまで本格的な検討がなされておらず、したがって立憲政治確立過程におけるその位置づけや歴史的役割も不明確なままであった。板垣が、日本最初の政党・自由党を結成し、さらには日本で最初の政党内閣「隈板内閣」を成立させ、日本の政党政治においてこのような重要な役割を果たした人物であることを考えるのであれば、その検討は日本近代史上における役割を明らかにする上でも必要な作業といえよう。筆者は、以上の問題意識から、初期議会までの板垣の政党論と政党指導を明らかにしてきたが、本稿はその延長線上にあり、特に、板垣の自由党総理辞任前後の自由党での政党活動と政党論に問題関心を置く。

なおこれまでの板垣に関わる研究では、板垣の政界引退を立憲政友会が成立した一九〇〇年とするものが多かった。すなわち、一九〇〇年以降、板垣の政治への影響力、党の指導力がなくなったことを指しているわけであるが、一方、伊藤之雄氏は、すでに一八九七

年板垣が自由党総理を辞任したときに、党への影響力を減退させていたと指摘している。さらに中元崇智氏は、板垣が政界の引退に追い込まれたのは一九〇〇年ではなく、星亨に憲政党の主導権を奪われた一八九九年だったとする。以上のように板垣の政界引退、政党への影響力・指導力低下の時期に関する見解はまちまちである。そもそも、板垣の自由党総理辞任以降、板垣がどのような政党論を唱え、どのような政党活動を展開していたのかについても、不分明な点が多い。しかしながら板垣が、一八九一年に自由党総理に就任して以来、議会の状況に応じた政党論を展開し、政党組織の改革に着手してきたことからしても、その後日本初の政党内閣を組織することを考えても、さらにその後板垣が抜けた形で立憲政友会結成へと至る流れを考えるうえで、第二次伊藤内閣以降における板垣の政党論と政党活動が閑却されていることは、政党政治史における大きな欠落であるといえよう。

以上の問題意識から、本稿では、次の手順で行論、検討を進める。第一節では、自由党総理再任にいたるまでの板垣の行動と総理再任時の政党指導と政党論を検討する。板垣は、第二次伊藤内閣の内務大臣としての入閣に伴い総理を辞任したが、総理に再任したのは、内務大臣免官後直ぐというわけではなかった。このように総理不在が続いた後に、板垣はいかなる行動を取るのか。総理に再任した板垣は、自由党に対し、どのような政党論のもと、どのような政党指導を行うのかについて明らかにしたい。

第二節では、自由党総理辞任時の政党論を、辞任表明の真意を踏

まえながら考察する。板垣は、総理に再任してわずか約二か月後に再び総理を辞任してしまう。板垣の辞任表明の真意はどこにあったのか。辞任表明せざるを得ない事態に陥った自由党を板垣がどのように考え、どのような方向を目指していくべきと考えていたかについて行論する。

第三節では、板垣が自由党総理を辞任して以降の政党活動と政党論を明らかにする。自由党は、板垣が総理を辞任して以降、憲政党が結成されるまで約一年三か月もの間、総理不在のままとなる。このような自由党に対し、板垣はどのような政党論のもと、どのような活動を行ったのかについて検討する。

なお本稿では、西洋暦で統一し、史料を引用する際には、旧漢字を新漢字に改め、適宜句読点や濁点を補った。

一 総理再任時の政党指導と政党論

前述した通り、板垣は、一八九一（明治二四）年三月二五日に自由党総理に推挙されて以来、五年余り自由党総理であり続けたが、一八九六年四月一六日、総理を辞任した。第二次伊藤内閣に内務大臣として入閣したためで、名目上は「劇務に耐へざる」と述べていたが、同時に政党内閣に未だ批判的な意見も多い藩閥内部に配慮する意味もあったであろう。その後、自由党に総理が置かれることのないまま、板垣は九月二〇日、内務大臣を免官となった（第二次伊藤内閣は九月一八日まで）。以降も、自由党総理のポストが空席の

まま、二月一五日、党の定期大会を迎えることとなる。この党大会の時点で既に第二次松方内閣が組閣されており、第一〇議会開会（二月二五日）の一〇日前であった。世間では、板垣が総理を辞任している間も、実質的には「政党の首領」とみなしたり、「自由党総理」だと報道したりした。

二月一五日の党大会では、重要事項を評決する任期一年の評議員の設置を党則に加えることが決議されている。また評議員会には、評議員三分の一以上の出席を要し、総理と政務委員（総理補佐の最高幹部）も出席して意見を述べることが出来ること、ただし可否の数には加わらないことも決められた。つまり党大会においては、「総理」不在のまま、板垣が「総理」に就くことも議題になることはなく、新たに評議員が設置されたのみであった。大会当日には三〇名の評議員が党大会出席者により選挙され、翌日の一六日には評議員会が開かれ、評議員会会長が選挙された。

以上の動きは、伊藤内閣崩壊後も伊藤と提携しようとする板垣主導の党方針に対し、それと異なる見解を抱く人々が、党内に合議制を取り入れて、伊藤と提携を模索する板垣らを牽制しようとした動きであると、板垣自身は見ていた。伊藤之雄氏によれば、党大会で総理のポストが欠員のままとされ、評議員が設置されたことは、「土佐派の象徴的な盟主である板垣の総理復帰を阻んで、伊東（巳代治）―林（有造）―土佐派ラインに打撃を与えようとした動きであった」とみなしている。確かに、板垣が事実上の自由党総理とみなされていたことからすると、本来なら一二月の党大会で総理選出が議題と

なつても不思議ではなかった。しかしこの党大会では、議題として、議長選挙、議案調査委員選挙、党務報告、党則に関する審議、政務委員・評議員の選挙など六項目が審議され、午前一〇時から午後五時過ぎまで長時間かけて党大会を行った一方で、総理の補充については一切話題がでなかった。

なお、それまで自由党内で板垣と協力して党を強力に統率してきた星亨は、当時駐米公使として国外に出ており不在であったことも以上の党大会運営に影響したと思われる。自由党内には、日清戦争以前からの民党路線に固執し、地租軽減や政党内閣を目指して藩閥政府と対峙しようとする人々もおり、また積極政策の実現のために藩閥と提携するにしても、伊藤と提携を続けるか、それとも次に組閣した松方と提携するかで、意見が大きく分かれていた。評議員を設置したのも、こうした状況を背景に合意形成を行うためであった。

板垣の読み通り、板垣に近い幹部と、それに反対する党員の間で意見の対立は顕在化し、一月二二日、衆議院議長候補に關し、政務委員（林有造・河野広中・松田正久）と評議員会・代議士会との間で意見が分裂、その結果、翌日に政務委員三人揃って辞任するという事態が生じている。¹⁸すなわち、政務委員は、伊藤との提携のために松方内閣に対抗し、国民協会と提携して衆議院議長を同会の候補者に譲る意見であったのに対し、評議員会・代議士会は、あくまで自由党から候補者を選出すべきとし、河野広中を推していた（結局、衆議院議長は、進歩党の鳩山和夫が選出される）。

板垣は、こうした政務委員と評議員会・代議士会との間での意見

対立を目的の当たりにし、「裏面的総理をも辞退」を表明するという行動に出た。「裏面的総理」というのは、名目上総理を辞任しながら事実上総理の役割を果していたそれまでの状況を指して述べた言葉である。板垣が「裏面的総理をも辞退」を表明し、実質的にも総理の職務を執らないと表明すると、党内の流れは一変する。すなわち一月二七日午前の評議員会で、総理に板垣を推すことが決議され、¹⁹午後の代議士会でも満場一致で板垣を総理に推す案が通過し、「総理推選の事は党の重事」であるため、党の大会を待たずに執行することが決議されるのである。²⁰さらに翌一八九七年一月一〇日には臨時大会が開かれ、そこで板垣は正式に総理に推戴された。²¹反対派にとつて、板垣路線に違和感こそあれ、板垣と全面対立することまでは考えておらず、路線の違いこそあれ当時の状況では党を指導するトップとしては板垣以外の人物は考えられなかった。したがって板垣の強い態度表明の前に、危惧を抱いたものと思われる。

一八九七年一月一〇日の臨時大会では、自由倶楽部（一八九四年四月に創設された自由党の院外団体）から、一月二日の大会決議に關して問題提起がなされた。すなわち、総理だけではなく副総理の役職も設置すること、また政務委員と評議員会の両存は「一党敏治の働きを妨げ又衝突の源由」になるため、両方を廃止して「協議委員五名以上十名以下」を設置することが適切ではないか、との提案である。副総理の設置には、板垣を側面から掣肘しようとする意図も含まれていたと考えられる。また協議委員の設置は、二つの合議体が設置されている状況が党内分裂につながるとして、それをまとめ

ようにするものであった。こうした案が出ることで、党内がまとまっていなかった状況を示している。結局、この提案には反対意見も出て臨時大会での審議事項とされることはなく、結果、元の通り、総理一名のまま、政務委員と評議員を併存させることとなった。しかしながら、党則にある政務委員の人数は「三名」から「五名以下」へと変更され、政務委員はこれまで通り総理を補佐し党務を整理することとし、その推薦は総理に一任することが決定された。つまり、合議制の評議員会を認めつつも、総理直轄の政務委員の人数が増やされるという、折衷的な内容でとりあえずの決着をみたのである。

この議決の後、板垣は、次のように述べている。自由党の目的は、立憲政体を完備すべく輿論を尊重することにある。代議士は輿論の代表者で、自由党の主義綱領をもつて信任されている。総理は、全党を率い、党の目的を達する責任があり、その職務は「一に主義、二に党略、三に党の整理」を実現することにあるが、以上の「主義、党略、整理の三者に悖らざる限りは、重きを（党員から選挙された）評議員の議決に置くものなり」と。以上のように板垣は、自由党の主義、すなわち自由や輿論の尊重という目的に背かない限りは、評議員の議論・決定を重視したいと述べたのである。そのうえで政務委員と評議員は対立するものではなく、政務委員と評議員の関係は、行政と立法との関係のようなもので、立法が予算の範囲内で自由に議案を提出できるように、評議員も党の主義の範囲内において、自由に議案を提出して構わないのだと述べている。副総理設置案など、

自己に対する反対意見も多いことを見て取った板垣は、このように自分の方針に反する人々によって設置された評議員を重視し、党略の設定に関与することを認める姿勢を見せて、政務委員と評議員との調和を説いたのである。党首として自身の意見の押し付けを控え、党内の団結を図るに党の整理を図ろうと試みたのである。そして一月一二日、板垣は、評議員との対立から辞職していた河野、林、松田を、政務委員に復職させた。

しかし事は順調に進まなかった。自身の股肱と頼んでいた河野が、二月一五日に脱党届を提出したのである。板垣との意見の相違が原因であった。板垣は、伊藤博文との提携を是とする一方、進歩党との提携を行っている松方正義との提携を否定していた。板垣からすれば、伊藤は、立憲政体樹立に理解を示す木戸孝允の遺志を継いでおり、自由党の方針と概ね同じ方向性を持ち、共に歩むことが出来る存在であった。また「自由党は年来攻撃のみの地位に立ちしも、今後は取つて代るべき経験と実力を有」しており、政党内閣の実現も目前であるから、一丸となって立憲政治に理解を示す伊藤と提携し、政権確保に力を注ぐ必要があるとの考えであった。一方、板垣にとって松方は、その内閣下で行われた第二回総選挙の際に暴力的な選挙干渉が行われたことから考えても、藩閥に立脚した非立憲的な政治家であり、提携できないと考えていた。さらに松方内閣は進歩党と提携しているが、進歩党は議会開設前の改進黨時代から自由党を何度も攻撃してきており、第五議会前後でも自由党及び星を激しく攻撃したほか、第九議会では国家の安危を顧みず、軍備拡張に

も反対した、このような政党とは到底提携できない、という立場であった。

一方、河野の考えは、自由党と伊藤、進歩党と松方というように、時の政権と連立内閣を成立させるだけでは、藩閥政治家に左右されるだけで、急務の政策（財政整理・軍備拡張・外交刷新）を実現できない、日清戦争前の民党路線の継続が必要で、政策実現のためには進歩党とも協力して一大政党を結成し、政党自身の力で政党内閣を成立させたいという考えであった。

一月以来、自由党からは脱党者が相次いでいた。そうした動きは板垣総理復帰後も止まらなかった。河野が脱党届を出す二月一五日までに代議士だけでも一五名が脱党、さらに三月末まで自由党代議士の四分の一以上にあたる累計二三名が脱党した。板垣が伊藤との提携論であるのに対し、先述したように松方内閣との提携を模索する者もあり、また藩閥政府との提携を良しとしない、いわば民党路線の延長を主張する立場の者もいた。板垣復帰だけでは、そうした人々の分離を止めることは出来なかったのである。そればかりか、板垣が藩閥との提携を主張したこと、また総理として復帰して力を持つていることから、自由党は「土佐藩閥党」と比喩されたりもした。板垣は脱党者を「薄志弱行の徒」と断じて批判したが、しかし河野に対しては、他の脱党員とは異なり長年の同志として信頼を持っていたことから、板垣自ら河野邸に訪れ脱党届を返却し説得を試みようとした（結局河野との面談は叶わず）。河野は東北地方に大きな勢力を持つていたため、党としても、河野に脱党を思いと

どまるよう「相当の交渉」を続けた。しかし河野の決意は固く、二月二一日、その脱党が正式に党内に報告された。以上脱党した人々のうち、藩閥との提携を否定し、民党路線の継続を主張する人々（浜名信平、田村順之助、重野謙次郎、水島保太郎、杉村寛正、西村甚右衛門、武者伝次郎、森久保作蔵、中村克昌、永井頼雄、直原守次郎、千葉胤昌など）は、「純正なる自由主義を確持」するためとして、一八九七年二月二八日に「新自由党」を結党した。

いづれにしろ、板垣は総理に復帰して融和的姿勢を取ろうとしたが、その復帰は逆に、党内の分裂や、党からの分離を促す結果にもなった。板垣が融和を呼びかけても功を奏しないという状況は、それまでたびたび分裂の危機を迎えていた自由党が、板垣のリーダーシップで分裂を最小限に止めて乗り切ってきたことを考える時、それまでにない、大きな変化であったということができた。

二 自由党総辞任時の政党論

河野広中の脱党後、代議士総会・評議員会には板垣総理と松田政務委員が出席した。なお、政務委員の林有造は、代議士総会・評議員会とも出席しなくなり、実質的に政務委員の仕事を離れている。これについては、脱党騒動の混乱の責任を取ったためであろうとも指摘されるが、理由は定かではない。そのようななか、板垣はまたもや党内統制の困難に直面する。

議会では当時、大阪築港国庫補助予算案が審議されており、自由

党としては、その採決前に、国家問題として党議とするか、地方問題として自由投票とするかで意見が対立したのである。⁽³⁹⁾そもそもこの大阪築港は板垣が内務大臣時代に認可したもので、板垣肝入りの政策でもあった。自由党大阪支部や大阪府選出議員は大阪築港を推進し、国家問題として党議とすべきという立場であり、一方、自由党神戸支部や兵庫県選出議員は神戸築港を推進する意見で、党議から外すべきだとする立場であった。党内に地方間対立が持ち込まれた形であった。

三月一五日の代議士総会では大阪築港問題を党議とすることが決議されたが、神戸築港推進派から、脱党をほのめかされ、再議が要求された。⁽⁴⁰⁾翌一六日の評議員会でもこの問題が議論され、国家問題として党議とすることが決議された。しかしながら同日の代議士総会で再審議が行われ、これまでの決議が一転、党議から外し地方問題にすることが決議されたのである。同日、板垣は、側近の龍野周一郎に総理の辞意を示し、辞表の下書きを依頼した。⁽⁴¹⁾再任からわずか二か月余りの辞意表明であった。三日後の三月一九日には、辞任が承認され、辞任通知書が各支部に発せられた。⁽⁴²⁾

辞任に際して板垣は、「唯だ総理の職を辞したる而已にして自由党员としては終始不相変尽力可致覚悟に有之候」と総理は辞任するものの自由党员として党活動に尽力していくと表明した上で、自身の総理辞任が「反対党は必らずや此機に乗じて離間中傷を事とし、遠隔の地方党员諸君に在ては、或は疑を挟み惑を生ずるなしと謂ひ難し。」と述べた。⁽⁴³⁾つまり、自分の総理辞任が、自由党と対立して

いる党が自由党を弱体化させるチャンスとみなし、離間中傷策を講じたり、地方の党员も動搖が広がりたりするかもしれないと言うのである。であるならば、自由党が分裂している時だからこそ、総理に留まるべきではないかと思われるが、板垣の真意はどこにあったのであろうか。

板垣としては、代議士の脱党者が相次ぎ、腹心の河野広中までもが脱党する状況は、衝撃以外の何物でもなかったであろう。そればかりか、第二次伊藤内閣の内相時代の肝入りの政策でさえ、反対意見が出てしまい、一度決議された党議も覆ることになってしまった。特に、国家に関わる問題を、地方感情によって党議とできなかったことは、従来の板垣の考えに反するものであった。⁽⁴⁴⁾こうしたことを許してしまった自身の力量不足や責任を痛感することになったのは事実であろう。

ただ板垣は、これまで自身が総理を辞任する意向を示すことで、かえって党员たちが慌て、自由党の結束力が高まるという経験も有していた。先述の「裏面之総理をも辞退」した時も、状況が一転し、板垣の正式な総理再任が決定された。第一議會の時には「分立届」(一八九一年一月一九日)や「脱党届」(同年二月二六日)を提出し、その都度、周りから強く慰留され、第一議會閉会後には自由党総理にまで推挙され、党の統制力を強める政党指導を行うことに繋がっていた。⁽⁴⁵⁾第二議會解散後の一八九二年一月二五日には、急激な組織改革を行った総理に対する反発があったとして総理辞任を表明し、周りから強く慰留され、党の結束力を高めたということがあった。⁽⁴⁶⁾

いずれも党が分裂する危機を迎えたときに行っており、今回も自由党分裂の危機にあった。そのため総理辞任表明も、党を結束させるためのポーズであった可能性を捨てきれない。なお、板垣が辞任の意向を示した背景には、政務委員の松田正久が元外務大臣陸奥宗光を自由党総理に推戴する計画もあったからだともされる^④。しかし、陸奥は日清戦争後長らく療養生活を送っており、板垣が辞任したわずか五か月後の八月二四日に死去することを考えても、その計画自体、客観的にみて実現性のある計画ではなかったであろう。ただ、政務委員である松田がそうした動きを取ったことをもし板垣が耳にしたとしていけば、心穏やかでなかったであろうことは間違いない。そのため、伊藤之雄氏は、「板垣はこれら（代議士総会で板垣総理の意向に反する決議が行われたり、陸奥の自由党総理推戴計画のことを指している「真辺」）のことから総理を続けることに嫌気が差したとと思われる。」と推測する^⑤。ただし、後述するように、板垣は総理辞任後に精力的な政党活動を行っており、嫌気が差して投げ出したというよりは、やはり、むしろ党を結束させるためのポーズであった可能性が高いのではないかと筆者は考える。

しかしこの時、評議員会が板垣を遺留したとの報道もあるものの^⑥、史料上、以前ほどの強い慰留が行われた形跡は確認できない。それほどばかりか、築港問題を党議から外されたことに憤った大阪自由党員も脱党してしまう^⑦。板垣の辞任が公表されたのは、辞意表明のわずか三日後の一八九七年三月一九日であり、必死の引き止めも行われなかったようである。同日、自由倶楽部は板垣に感謝状を贈っており、

④、またその後自由党大阪支部も感謝状を贈呈、三月二六日には、芝山内の紅葉館で自由倶楽部員による慰労会が行われ、翌二七日も紅葉館で板垣の慰労大懇親会が開催された^⑧。つまりこれまでと異なり、かなりの短期間で板垣の総理辞任が認められたばかりでなく、送別会や感謝状の贈呈など、板垣の総理としての長い歴史に幕が降りたかのような扱いとなっているのである。

一二月の「裏面の総理をも辞任」の時は、その発言によって状況が一変し、板垣は正式に総理に擁立された。板垣を擁立しなければ、それ以上の党内分裂、党からの分離を引き起こす可能性もあると考えられたからであろう。しかし板垣を擁立しても、党内分裂、党からの分離の動きは止まらなかった。そればかりか、板垣が推し進める政策案でさえ、党議とするか否かの意見調整がつかなかった。つまり、板垣のカリスマ性に依頼して党の統制を確保することがもはやできなくなっていたのである。板垣の側近も、自由倶楽部も、板垣が総理に復帰した二か月余りの間にこのような現実と直面した。そして板垣自身も、政党が置かれている状況がこれまでと一変したことを痛感した。そのため、板垣は、総理辞任後、様々な場面で、自由党の現状を批判し、政党はいかにあるべきか、政党内閣を実現させるために自由党がいかなる方向性をめざすべきかについて繰り返し主張し、党内統一を図ろうと試みるのである（次節詳述）。

板垣は、総理辞任による慰労懇親会の席上で、総理の辞任は「不徳短才の致す処」であるが、今後自由党は政務委員三人（林有造・松田正久・中島信行）^⑨が担っていくと、総理不在後の党体制について

て述べた。⁽⁸⁵⁾そして現今の自由党について、「政党内閣の成立は眼前にあるにもかかわらず、「或卑劣手段の爲め、一部腐敗の分子を生」じてしまったと批判する。或卑劣手段とは、松方内閣による自由党議員の買収を示していると考えられる。党内の分裂や党からの離脱を引き起こしたのはそうした買収によるものだけではないことを板垣も承知していた筈であるが、ここでは分かりやすい「敵」を表に出すことよって、残った黨員の団結を図ろうとしたのであろう。さらに「唯悲む可きは、政治家と自ら称する者理想の欠乏せるに依るか、毫も艱難に堪ゆる能はざる者多き」と慨嘆し、政治家に深謀遠慮がないと苦言を呈する。そして「今日の急務は実に自由党勃興当年の勇気を回復する」ことにあるとし、そのための方策として「新書籍を読み新朋友に交る」必要があると述べている。そしてこの読書に關しても伊藤博文を評価し、伊藤が非常なる読書人で「新思想を養はんと欲する」進取の氣に富む人物であるということをし、具体例を交えて紹介している。自由党は政党内閣の実現を目前としているというのが板垣の情勢認識であり、専制的な松方内閣に籠絡されて、かつての自由党時代の理想を喪失してしまっている、あの頃の理想や勇気を思い出すために、大いに読書をして朋友と交わって欲しい、伊藤と提携するのもそうした姿勢を常に持ち続けているからであると、自身の目指す方向性の正当性を訴えたのである。

三 自由党総理辞任後の政党活動と政党論

板垣は総理辞任後も、政党活動に熱意を失ったわけではない。一八九七年五月四日から二月一五日の党大会まで、通算七回にわたる地方出張に出かけ、政談演説会や懇親会に臨んでいる。⁽⁸⁶⁾在京中も、在京代議士及び在京自由黨員の集会など、府内の様々な会合や演説会・懇親会に出かけている。このような強行スケジュールでの政党活動は、かつてないほど精力的なものであった。

こうした場での板垣の発言の特徴として、現今の自由党が「理想」を失い、「墮落」してしまったとして党の現状を批判し、今後自由党が採るべき方針、あるべき政党論を、主に青年層に向けて、呼びかけていることが挙げられる。⁽⁸⁷⁾なお板垣が後年尽力することになる、貧民や労働者の保護など社会問題について、折に触れて問題提起している点にも注目される。⁽⁸⁸⁾

板垣が青年向けに重点を置いて活動を展開したのは、この頃自由党の周辺に青年を中心とする団結の動きが広がっていたことが背景にあった。四月一四日には関西青年自由会が、五月五日には自由党近畿会が、一〇月一六日には富山青年会が、一月三日には山形青年自由倶楽部が新しく発足した。これとは別に、五月二二日に自由党東北青年大会が、六月一六日に自由党関東青年大会が、一二月一三日に自由党全国青年大会などが開催され、板垣はそうした場に見書を寄せたり、演説を行ったりした。

板垣は、このように青年に対して積極的に呼びかけを行う理由について、関西青年自由会に寄せた意見書のなかで、次のように述べている。⁶⁴「今日政党の有様」は「其〔政党〕の欲望全く形而下に降りて崇高遠大の理想を消磨し、為めに萎靡振はざるを致す」と、政党が目先の利益ばかりを追い、長期的な視野での理想が蝕まれてしまっていると述べ、そうした状況を打開できるのは、「最も純白なる理想に立つ」青年であると述べる。その上で、板垣が一八七四年に立志社を設立して「青年子弟の士気を養成」した過去の例を挙げ、直ぐに立志社のような大きな組織の設立は難しいとしても、せめて、一選挙区に一倶楽部を設けて、「同志の青年十四五人以上二三十人以下」を養い、新しい新聞・雑誌、著書で日頃講究するようにすれば、将来の原動力になるだろうと提案したのである。各選挙区ごとに、党の青年組織ができることを理想とする発言である。若い人々の組織的活動によって、遠大な理想を持つ代議士を将来的に輩出できるようにしたい、という考えが窺える。

しかし板垣がこのように青年に対する働きかけを始めたことに對し、たとえば進歩党からは、「板垣伯は將に政治上に於いて死せんとするもの、其の往時を回顧して青年を切思する、誠に以なきにあらず。」⁶⁵と揶揄の声が上がることもあった。しかし板垣は、意にも介さず、各地でそうした活動を継続していく。七月一二日の関東自由青年大会準備のための宴会で板垣は、「余は今の自由党も好まぬ。旧自由党にしたいと思ふのである。況や新自由党は眞平御免である」⁶⁷と述べた。すなわち、現今の自由党は好きではない。(脱党

者が結成した)新自由党はもつと自分の良しとするところではない。自分は、現今の自由党を、旧自由党、議會開設前の自由党に戻したいというのである。ここには従来の板垣との違いが大きくあらわれている。初期議會期において板垣は、旧来の自由党の武断的性質を批判し、議會が開設された以上、旧来の自由党ではいけない、時代に応じた新しい穩健な政党に生まれ変わらなければならない、と強く訴えていた。⁶⁶しかしこの段階での板垣は、過去の自由党に懐旧の念を抱いているのである。

では、具体的に今の自由党と新自由党のどの点が駄目で、どのような政党にすべきというのであろうか。板垣は、今日の立憲時代は、「武力」に代わって「金力」に左右されるようになった時代であるという。その「金力」をもって、「参政権まで蹂躪」されるようになっていると批判する。具体的な事例は、『自由党党報』で党論として発表された「立憲政体の妙用」で展開されているが、例えば、松方内閣は、「金錢を散じて議員を買収」し、「國務大臣の椅子を競売」し、「政党の欲心」を買おうとし、官紀が紊亂し、憲政が破壊されており、「政界の腐敗焉より甚しきは莫し」と批判する。また金錢が政界を支配するようになった影響で、実業家が代議士となるようになり、事業の利害得失により政治上の主義や方針が左右されるのは避けられない状況となつてしまつていると指摘する。板垣の総理辞任を決定づけた大阪築港問題の対立も、現地実業家の利害が絡んだ話であり、それも踏まえての発言であつたと考えられる。その結果、選挙人も代議士も、「目前の利害に由るのみ」であり、金

だけで節操のない無党派層も多くなってきたと批判する。

このような「金力」に物を言わせる「政界の悪弊」を除去するためには、「政党組織を完全にして政党内閣を樹立する」しかないと板垣は主張する。「政党内閣の成立は政党組織を基礎」とするものであり、政党内閣は「主義方針」が同じ政治家どうしで組織される内閣である。こうした政治的見解を同じくする者同士が内閣を組織していないから、松方内閣のように金力で人を集めるようなことがなされるのである。一定の主義・綱領にもとづき、分業協力して調査に当たることのできるのは政党しかないのであり、政党内閣でなくては、政界の悪弊を除去できないのだと板垣は主張する。

しかし既にみたように、自由党とて、大阪築港問題など、利害に左右されて分裂したのではなかったか。板垣はそうした状況を改めるための方策も提示している、すなわち「地方感情の爲めに制せられて」「愚論に陥らしめ」ないために、政党によって「愚者をして智者の働を為さしむる」「信任政治」を実現するための政党組織論が必要だとし、板垣は次のように述べるのである。

政党は首領を信任して、活動の余地を与へ、特に其朝に立つに当ては、之を牽制せず、唯だ其施政の方針が其党の主義綱領に反らざるを旨とし、首領の意志は、即ち其党の意志たらざる可らず。若し其党が首領を信任して大政の局に当らしめ、監視督促と称し、之を牽制するが如きは立憲的の動作に非らず。若し首領と政党との関係斯の如くなれば、以て政党内閣を組織するを得ず。(中略)

朝野を論ぜず、其主義方針の相同く相信すべき者は、相俱に政党を組織し、而して政党は各々精確なる政綱を議定し、首領は其政綱に拠て政務を施し、政党は之を信任して其事に当り、以て其責に任せしむべし。

すなわち、政党は主義綱領を策定して首領（総理）を撰ぶのであるが、一旦首領を選んだ場合には、その首領の意志がその政党の意志であるように首領を信任しなくてはならない。そうでなく、首領の動作を牽制するような動きが党内で起こるとすれば、政党内閣など組織しえないというのである。以上の発言は、第一節、第二節で行論してきたような、自らが党内を統御できなかった状況を批判しての発言である。党首個人のリーダーシップに党員が従うべきだとする発言はこれまで見られなかったものである。自ら、自由党の「主義」に基づき、長期的な政党内閣樹立の目標のため、目の前の松方内閣による勧誘を断ち切り行動しようとするなかで、それに従わない党員が出てきたことを、いかに板垣が齒がゆく思っていたかが窺える。板垣自身が、自由党の「主義」に忠実に、個人的欲望ではなくあくまで党のため国民のために行動してきたと考えてきた自負の強さ、そしてそれにもかかわらず党員の離反や反発が止まなかったことへの悔しさがこのような意見につながったのであろうと考えられる。

とはいえ、以上のような議論は現実性のない議論であり、かつ政党組織のあり方についてもほとんど何も言っていないに等しく、現実的な政党組織論になっているとは言いがたい。しかも、板垣がこれま

で主張してきた「個人自由主義」が果して担保されうるのか、総理始め自由党の選挙が党の「主義」に基づき、その党略が「智者」のそれである保証はどこにあるのか。いずれも不分明であり、総理の独裁体制を批判する議論に対する回答とはなりえないものであり、党内分裂を解消したり、党から分離した者を納得させ復帰させる論理とはなっていないと言わざるを得ない。

しかしながら総理を辞任した後の板垣の精力的な遊説活動は確実に功を奏し、青年層を中心に、板垣の支持者が増え、再び総理に擁立しようとする動きも出てくる。一方、一〇月三十一日に進歩党が、地租増徴問題で松方内閣との提携を断絶することを決議すると、自由党では、政務委員の林と松田を中心に松方内閣との提携を模索したり、進歩党の合同を模索したりする動きが出てくる。

一方、板垣は一貫して松方内閣を批判する立場であった。その徹底ぶりは、伊藤博文に宛てた手紙のなかでも、「余多年野に在りて在朝有司失政の跡を観るに、蓋し今日の如く甚きはあらず」と述べ、松方内閣の施政に対する批判が長々と記述されている。したがって板垣個人は松方との提携には積極的ではなかったと考えられる。しかし今回松方と提携交渉を進めたのは、板垣が指名した政務委員であり、総理辞任の際に後を託すなど自らに近い立場であった林と松田であった。結局、一月一八日、松方内閣との提携問題は評議員会で否決され、林と松田は責任を取って政務委員を辞すこととなり、代わりに片岡健吉が仮政務委員に就任する。

自らの意見と異なる動きを側近とも言える人々が始め、しかもそ

れが否決されるといふ事態に自由党は陥り、党内情勢はますます混乱を極めたと云ってよい。こうした事態を受け、二月一三日の自由党全国青年大会で、板垣は次のように論じた。「今回の提携問題でありまして、茲に至りて益々天下に信用を失ふ事に至りしは誠に慨嘆の至りであり」、さらに「自由党は伊藤内閣と提携し、今又た現内閣〔松方内閣〕と提携すると云ふが如き」は「徳操を破る」行為でしかなく、そもそも評議員で話し合うような問題でもなかった。このように述べたうえで、二月に脱党した河野広中についても板垣は「変節者」と断じ、昨今の自由党が一定の主義綱領にもとづいて政党運営が行われていないことを非難している。仮に二月一五日の党大会で、松方内閣と提携するということになれば、板垣は「断乎として自由党の本領を以て別に立つ積である」と、独立して別政党を立てるとまで宣言するのである。かつて板垣が黨員・元黨員をここまで強い言葉で批判したことはなく、新政党樹立まで話していることから考えても、自由党の現状に板垣が相当失望していた様子が窺える。

他方、松方内閣と断絶した進歩党については、これまで様々なきざつがあり、かつ自由党も「今日は党の綱紀を振肅し、統一を図るの時代である」ことを考えれば、進歩党が松方と手を切ったからといって「合同するの不可なることを判断する」と述べる。ただし「政府を倒すが難き」場合には、進歩党と力を合わせる価値があるとも述べている。とはいえ現在の松方内閣は「薄弱な政府」であり、進歩党と手を結んでまで倒さなくとも早晚倒れるであろう。そして

その倒閣後、進歩党と合同して内閣を組織できるかどうかといえ、「引き受ける設計の難き」ため、「合同の非なること判断する」と述べている。ここで注目されるのは、倒閣に全力を注ぐ必要があれば、進歩党と力を合わせる価値があること、また「彼等此迄の事を過まりて尚ほ其の上に、弥々前途に於いて信用すべきものを認むるに足るならば」「我々は絶対的に合同せずと云ふに非ず」と、進歩党との合同を留保していることである。自由党自体が板垣の思うようにならない苦境のなかで、松方内閣と手を切った進歩党とも、もしその前非を悔いるのであれば、合同も絶対にありえないわけではないという考えが出てきているのである。これは後に憲政党を両者が結成し隈板内閣を成立させることを考えれば、極めて重大な変化である。しかしこの時点では、以上のような条件を進歩党が呑む筈がなく、こうした条件での合同の可能性はゼロに近かったことも確かである。

そしてこの青年大会では、(一) 二月二五日開会の第一一議案では松方内閣不信任案を提出すること、(二) 板垣を自由党総理に推選することが決議され、その議案が党大会に提出されることとなる。⁽²⁸⁾ 一二月一五日の党大会では、松方との提携を主張する派と非提携派双方の壮士が衝突し、議場は荒れたが、結局、松方内閣不信任案の提出が決議された。⁽²⁹⁾ これまでの板垣の主張通りの案が、大荒れの末ではあるが、決議されたのである。

なお、板垣の自由党総理への推薦については、翌一六日の党大会で、板垣側近の栗原亮一が、その日の朝板垣の意思を確認したとこ

ろ、「余は自由党の爲めには粉骨砕身固より辞せざる処なれども、今日の場合として余の総理たるは時機に宜しからざるもの有るを感じ、折角の求めなれども今回は之を辞退する考へなり」との意であったと伝える形で発表した。⁽³⁰⁾ 板垣としても、党内の統制が到底見込めない状況で総理を引き受けても仕方がないと考えたのであろう。しかしながら党大会では、「党則上の総理たらざるも、事実上の総理」であるとして、今後は「評議員会又は代議士会に臨席」してもらうことが、満場一致で決議されることとなる。⁽³¹⁾ そしてこの決議どおり、板垣は、以後、総理未就任のまま、代議士総会（倒閣後は前代議士総会）と評議員会に出席するようになる。⁽³²⁾ すなわち評議員会も代議士総会も、自由党の党則・党議に関わる事項を審議する会議でもあり、そうした会議に板垣の意見が影響を及ぼすようになったことを意味した。自由党内には板垣に代わりうるリーダーはいなかった。以前に比べれば求心力が落ちたとはいえ、いまだトップとして党をまとめうる存在は板垣以外にはいなかった。板垣に不満を持つ層もそれは認めざるをえなかったであろう。しかし他方で、もし板垣が総理に就任しても、そうした不満層は板垣の指導に従うとは思えない状況であった。その意味で、この事実上の総理としての立場は、当時の板垣の党内での声望に応じて、落ち着くべき場所に落ち着いたものであるといえることができる。

なお、第一一議案開会当日、自由党・進歩党両者から松方内閣への不信任案が提出され、同日、松方内閣は議會を解散すると同時に、閣僚が揃って辞職した。続いて組閣したのは、板垣が提携を主張し

続けていた伊藤であった。そして自由党は第三次伊藤内閣との入閣交渉を始めることになる。交渉経緯については、すでに伊藤之雄氏が詳細に明らかにしているため、ここでは板垣の政党論を中心に見ていくこととするが、この交渉の主導権は、従来から提携を主張していた板垣が最初から完全に握っていた。一八九八年一月三日、前代議士総会で、板垣は伊藤内閣との提携交渉の経過報告を行っているが、それによれば、伊藤内閣との提携交渉は、板垣と政務委員の片岡健吉を中心に進めていること、進歩党も含む三者の提携は拒否したこと、現在も交渉は続いているが、伊藤によれば山県有朋や井上馨（大蔵大臣）も、超然内閣の方針を探るというわけではないことを確認しており、「政党を基礎」とし、「憲政の完美」を目指すことで合意は出来ていること、しかしながら、「此の期する所に違ふて我自由党の希望に相反する時は自由党は本領を以て独立すること」を述べている。そのうえで、諸条件は「甚だ薄弱」でまだ不透明であるため、「私を信じて私と片岡氏とに一任せらんことを希望す」と述べている。つまり、板垣は、交渉を首領に任せ、「監視督促と称し、之を牽制するが如き」行動を慎むように、釘を刺したのであった。そしてこの提案については代議士総会で全員から賛同を得ている。

三月一五日には第五回衆議院議員総選挙を控えていた。伊藤としては、第二次伊藤内閣では板垣に内務大臣を任せていたものの、今回は総選挙を控えていることから、内務大臣のポストをその前に与えたくないと考えていた。したがって、交渉のまともならないまま自

由党は選挙を戦うこととなり、板垣は自由党候補者の応援演説に積極的に出かけた。こうした応援演説において板垣は、前松方内閣を徹底的に批判する一方、伊藤については、立憲政治に理解ある人物であると持ち上げている。自由党との相違は、「緩急程度」、つまり立憲政治をどれくらい速さで完成に導くかの進め方の違いであり、伊藤内閣であれば「立憲政体を完備」するために交渉を進めていくことができるであろうし、実際現時点でも、衆議院議員を増員すべく選挙法改正案を「政府と交渉いたして居る」と述べている。そのうえで、進歩党の無節操な態度や、理想ばかりで実行が伴っていないことなどを批判しつつ、自由党の功績を並べ立てて、自由党への投票を求めたのである。

しかしながら、このように述べた伊藤との提携は、実際には順調には進まず、板垣は伊藤内閣との提携を断つことを決断、四月一日、自邸で、片岡始め林、西山志澄、竹内綱にその意を伝えた。同日付けで、伊藤内閣との提携交渉が断絶した旨、党本部から全国各支部に通知された。それによれば、当初は施政方針が同一方向であると思ひ、政党内閣の実現のためにも提携交渉を進めていたが、施政方針が「陸海軍拡張計画を変更し、且つ交通機関の發達を遅緩ならしめ、又一般経済に於ては主として消極の方針を取るもの、如し」というように変化したため、自由党とは一致しえないものである。一方、政府側も、前年来、ロシアと清国の関係が近くなつたことでロシアが満洲に進出しようとしているなか、地租増徴に一貫して反対する政党とは手を組めないという判断が働いたのであつ

た。⁽⁹⁰⁾以上のように、交渉の開始から断念まで、板垣が主導権を握つて決定したのである。前述したように、党首のリーダーシップを黨員が信頼することが大事だと板垣は述べていたが、この交渉にあたってはその方針が一定程度実現したということもできるだろう。

またその後も、板垣は、千葉県自由党支部大会で演説を行い、伊藤内閣と提携を断つた理由について述べたり、府下の実業家を上野精養軒に招いて財政演説を行つたりと精力的に活動している。特に実業家に対して演説を行つたことは、前述したような、黨員のなかに利害関係に動かされる者が多くなつたという認識に基づき、実業家との関係を自らが主導的に結ぼうという意図があつたと考えられる。また板垣は、伊藤内閣との交渉が頓挫した後も、引き続き、代議士総会にも出席し、影響力を保持しようとしている。

五月十九日、第二議會を前に、五月五日自由党臨時大会が開催され、板垣も出席した。片岡からは、これまでは板垣を通じて、伊藤に種々政治意見を伝え、交渉してきたが、提携が断絶となつた以上、外交問題取調委員などの設置を行い、独自にしっかりと調査を進める必要があるということが提起され、決議された。⁽⁹¹⁾第一二議會では、政府から地租増徴法案が提出され、自由党も進歩党も反対し、六月一〇日、衆議院は再び解散となつた。

しかし、この議會中、板垣は、または自由党代議士の分裂に直面する。地価修正と引き換えに地租増徴案に賛成する自由党代議士が、板垣に対し党議から地租問題を外して欲しいと要求したのである。⁽⁹²⁾板垣は、「党議に反して行動する者あらば何名にても、政務委

員の職権を以て片端より容赦なく除名すべし」と主張したようである。再び脱党届を出す者が出る始末となつたが（政務委員が脱党届を返却し実際には党にとどまつた）、⁽⁹³⁾結局、板垣の意向どおり、党議から外されることはなかった。伊藤との交渉の過程では板垣はリーダーシップを握つたとはいへ、それは政権への加入交渉だからこそ可能なことであり、そうしたリーダーシップは議會運営などに際して永続的に行使できるようなものではなかつたであろう。このように党内は必ずしも結束しておらず、問題含みのまま、従来提携を主張していた伊藤との対決、そしてその後の憲政党の結成へと進んでいくことになる。

おわりに

以上、本稿では板垣の自由党総理辞任前後における自由党での政活動と政党論を検討してきた。この時期、板垣は政党指導上の難点に突き当たることになる。すなわち、党内の不一致と分離者の続出という事態である。特に、第二次伊藤内閣で政府の一角に食い込んだのち、第二次松方内閣で在野の立場となつたことから、松方との提携を求める動きが止まず、またそれ以外にも、地域的な利害関係などによって、党の統制は取れなくなつた。その結果、板垣は、自由党総理に一旦復帰したのち、ほどなく辞任を表明、旧来の自由党への懐旧の念を語るなど、自党への不満を高めていくことになる。これまでの自由党と異なり、板垣のカリスマ性だけで党の統制が取

れなくなつたこと、また板垣自身、そうした状況への不満から、党首による強いリーダーシップを求める非現実的な意見を主張するなど、政党論には混迷が見られるようになる。とはいえ、利害関係に捉われることの薄い青年層に自己の支持基盤を求めたことや、松方内閣と進歩党との提携が破れたことで、自由党内での板垣のリーダーシップは一時的に回復、総理再任こそ辞退したものの、以降、代議士総会・評議員会に党首格として出席するなど党内に影響力を一定程度回復することになるのである。

以上の検討により、これまでの研究で、自由党と藩閥との関係のなかで断片的にしか述べられておらず、板垣研究の空白期間でもあつた板垣の政党活動と政党論が明らかになつた。また冒頭で述べたように従来の研究では、すでに一八九七年板垣が自由党総理を辞任したときに、党への影響力を減退させていたという指摘があるが、本稿で見たとように、総理辞任以降に、板垣の指導力は一定の回復を見せてもいることは看過できない。だからこそ、この後結成される憲政党や、隈板内閣の組閣において、板垣は党首格としてそこに参加することにもなるのである。

しかしもちろん、事実上の党首ではあつても、名義上は党首ではなかつたことも事実である。そして板垣は、憲政党分離後の、自由党系による憲政党でも総理ポストには就任していない。この後の憲政党結成から分裂、そして立憲政友会結成に至る過程で、板垣は政党についてどのように考え、どのような行動を行ったのが次の課題となるが、これについては別稿に譲りたい。

注

(1) 伊藤之雄「第一議會期の立憲自由党組織と政策の形成」(『名古屋大学文学部研究論集 史学』三七、一九九一年)のち「立憲国家の確立と伊藤博文内政と外交 一八九九—一八九八」(吉川弘文館、一九九九年 第一部第一章所収)。

(2) 升味準之輔『日本政党史論』(東京大学出版会、一九六六年)、坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、一九七一年)、佐々木隆『第二次松方内閣の瓦解(上)(下)』(『聖心女子大学論叢』第八七・八八集、一九九六年八月・一九九七年一月、同『明治三十一年の伊藤新党問題(上)(中)』(『聖心女子大学論叢』第九一集・第九二集、一九九八年九月・一九九九年二月)、伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文内政と外交 一八九九—一八九八』(吉川弘文館、一九九九年)、同『立憲国家と日露戦争—外交と内政 一八九八—一九〇五』(木鐸社、二〇〇〇年)。もっとも、中元崇智『明治期の立憲政治と政党—自由党系の国家構想と党史編纂』(吉川弘文館、二〇一八年)により、「土佐派」の研究が進展している。

(3) 「大同団結運動末期における愛国公党結成の論理—板垣退助の政党論を通して—」(安在邦夫ほか編『近代日本の政党と社会』日本経済評論社、二〇〇九年)、「第一議會期における板垣退助の政党論—立憲自由党体制をめぐる—」(『日本歴史』七五八、二〇一二年七月)、「民権派とヨーロッパ世界の邂逅—自由党総理板垣退助の洋行体験と政党認識—」(小風秀雅・末武嘉也編『グローバル化のなかの近代日本、基軸と展開』(有志舎、二〇一五年)、「初期議會期における板垣退助の政党論と政党指導」(『日本史研究』六四二、二〇一六年二月)。

(4) 服部の総「板垣退助」(『思想』二九八、一九四九年四月)、福地重孝「板垣退助」(市川史談会、一九五一年)、平尾道雄「無形板垣退助」(高知新聞社、一九七四年)、絲屋寿雄「史伝板垣退助」(清水書院、一九七四年)など。

(5) 伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」(『名古屋大学文学部研究論集 史学』三九、一九九三年)、のち『立憲国家の確立と伊藤博文』内政と外交 一八八九〜一八九八(吉川弘文館、一九九九年) 第一部第四章所収。なお

伊藤氏は、同論文で、坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、一九七一年)や升味準之輔『日本政党史論』(東京大学出版会、一九六六年)の研究では、政党と藩閥の關係の基本的な事実でさえ誤認があり、明らかに成っていないとして、自由党の政党組織や構造を検討している。

(6) 中元崇智『板垣退助』(中公新書、二〇〇二年)二〇〇〜二〇四頁。

(7) 前掲・拙稿「初期議會会期における板垣退助の政党論と政党指導」。

(8) 本稿とは別に、板垣がなぜ第二次伊藤内閣と提携するに至ったのか、それまでの板垣の政党指導と政党論とどのような整合性がつけられたのか、その論理について、別稿「板垣退助はなぜ伊藤博文と手を結んだか―第二次伊藤内閣と自由党との提携をめぐる―」(『土佐史談』二七六、二〇〇二年三月)で考察した。

(9) 「我党本部の集会」(『自由党党報』第一〇八号、一八九六年五月一日発行)。

(10) 「官報」一八九六年九月二〇日。

(11) 「板垣退助」(鳥谷部銑太郎『明治人物評論』、博文館、一八九八年)。同稿は、一八九六年五月一日に認められている。

(12) 「自由党宣言書の要旨」(『読売新聞』雑報、一八九六年九月二七日)、「板垣自由」(『東京朝日新聞』雑報、一八九六年一〇月一〇日)、「自由党本部の集会」(『東京朝日新聞』雑報、一八九六年一〇月一七日)、「自由党代議士總會」(『東京朝日新聞』雑報、一八九六年一月一七日)。

(13) 以上、「我党定期大会」(『自由党党報』第二二三号、一八九六年二月二五日発行)。

(14) 「評議員会」(『自由党党報』第一二三号、一八九六年二月二五日発行)。

(15) 「関東自由会に於ける板垣総理の演説」(『自由党党報』第一二七号、一八九

七年二月二五日発行)。

(16) 前掲・伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」三六頁。

(17) 伊藤仁太郎「政党過去帳」(『日本及日本人』第三四一号、一九三六年二月)。

(18) 「政務委員の辞任」(『自由党党報』第一二四号、一八九七年一月一〇日発行)。

(19) 「臨時大会」(『自由党党報』第一二五号、一八九七年一月二五日発行)。「関東自由会に於ける板垣総理の演説」(『自由党党報』第一二七号、一八九七年

二月二五日発行)。なお、中元崇智氏は、二月二日付で板垣から末松謙澄に宛て、「裏面の総理」を辞退すると伝えた書翰(堀口修・西川誠監修・編「交換明治天皇御紀編修委員会史料 末松子爵家所蔵文書」上巻、ゆまに書房、二〇〇三年、三四五頁)を一八九六年と推定している(前掲書「板垣退助」一八七頁)。

(20) 「評議員会」(『自由党党報』第一二四号、一八九七年一月一〇日発行)。

(21) 「代議士總會」(『自由党党報』第一二四号、一八九七年一月一〇日発行)。

(22) 「臨時大会」(『自由党党報』第一二四号、一八九七年一月一〇日発行)。「臨時大会」(『自由党党報』第一二五号、一八九七年一月二五日発行)。

(23) 以上この段落は、「臨時大会」(『自由党党報』第一二五号、一八九七年一月二五日発行)による。

(24) 以下、「臨時大会」(『自由党党報』第一二五号、一八九七年一月二五日発行)による。

(25) 「三政務委員の復職」(『自由党党報』第一二五号、一八九七年一月二五日発行)。

(26) 「河野氏脱党処分報告顛末」(『自由党党報』第一二八号、一八九七年三月一〇日)。

(27) 以下、「関東自由会に於ける板垣総理の演説」(『自由党党報』第一二七号、一八九七年二月二五日発行)による。そもそも、板垣が内務大臣辞職の契機となった第二次伊藤内閣崩壊の背景には、大隈内閣の話が持ち上がった際に、

板垣が、大隈の背後にある進歩党に対する不信感があり、大隈内閣に反対意見を述べたことにあった〔伊藤内閣瓦解の顛末を記す〕『自由党党報』第一一六号、党論、一八九六年九月一〇日発行、「伊皿子会議と各大臣」『東京朝日新聞』雑報、一八九六年八月三〇日。

〔28〕「退党主意書」、河野磐州伝編纂会『河野磐州伝』下巻（河野磐州伝刊行会、一九二六年）所収、四四九―四五二頁。

〔29〕「自由党員の脱党」「新政党起らんとす」「東北自由派の奔走」「脱党余聞」（以上『東京朝日新聞』雑報、一八九七年一月六日）、「自由党四代議士の脱党」〔読売新聞〕雑報、一八九七年一月一四日）、「自由党脱党者と選挙区」〔読売新聞〕雑報、一八九七年一月一五日）など。

〔30〕「脱党」〔自由党党報〕第二二五号、一八九七年一月二五日発行、「自由党の脱党者」〔読売新聞〕雑報、一八九七年一月二五日）、「自由党の分裂」〔東京朝日新聞〕雑報、一八九七年一月二六日）、「自由党代議士及党員の脱党」〔読売新聞〕雑報、一八九七年一月二八日）。

〔31〕前掲・伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」九・一五頁。

〔32〕笑天子「前内務大臣板垣退助氏」〔太陽〕第三卷第三号、一八九七年二月二〇日）。

〔33〕「開東自由会に於ける板垣総理の演説」〔自由党党報〕第二二七号、一八九七年二月二五日発行）。

〔34〕「河野氏脱党処分報告顛末」〔自由党党報〕第二二八号、一八九七年三月一〇日発行）。

〔35〕「河野広中氏」〔自由党党報〕第一二七号、一八九七年二月二五日発行）。

〔36〕「河野氏脱党処分報告顛末」〔自由党党報〕第二二八号、一八九七年三月一〇日発行）。

〔37〕「新自由党の結党式」〔東京朝日新聞〕雑報、一八九七年二月五日）、「新自由党起る」〔読売新聞〕雑報、一八九七年二月五日）、「新自由党と自由党」

〔読売新聞〕雑報、一八九七年二月一日）、「新自由党の宣言書」〔東京朝日新聞〕雑報、一八九七年二月二八日）、「新自由党の結党式」〔読売新聞〕雑報、一八九七年三月一日）、「新自由党結党式」〔東京朝日新聞〕雑報、一八九七年三月二日）。

〔38〕「代議士総会」「評議員会」（以上、『自由党党報』第二二八号、一八九七年三月一〇日発行）、「代議士総会」「評議員会」（以上、『自由党党報』第二二九号、一八九七年三月二五日発行）。

〔39〕以下、前掲・伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」一七―二二頁。
〔40〕「大坂築港期成会席上板垣伯演説」〔自由党党報〕第一三三号、一八九七年五月二五日）、「大坂市民と板垣伯」〔太陽新聞〕雑報、一八九七年五月一四日）。

〔41〕「代議士総会」〔自由党党報〕第二二九号、一八九七年三月二五日発行）。

〔42〕「評議員会」〔自由党党報〕第二二九号、一八九七年三月二五日発行）。

〔43〕「代議士総会」〔自由党党報〕第二二九号、一八九七年三月二五日発行）、「自由党代議士総会（大坂築港問題）」〔読売新聞〕雑報、一八九七年三月一六日）、「大坂築港補助費と自由党（準党議）」〔読売新聞〕雑報、一八九七年三月一七日）。

〔44〕龍野周一郎「旅行日記」一八九七年三月一六日条、『龍野周一郎関係文書』一八〇、国立国会図書館憲政資料室所蔵。

〔45〕「代議士総会」「総理の辞任」〔自由党党報〕第二二九号、一八九七年三月二五日発行）。なお、板垣の総理辞任を三月一七日とするものもあるが、それは、「党務報告」〔自由党党報〕第一四七号、一八九七年二月一〇日発行）に拠るものであろう。本稿では、三月一九日まで代議士総会で板垣の総理辞任に関して協議されていること、同日、党の各支部に通知書を正式に送っていることをもって、三月一九日を事実上の辞任日と設定する。

〔46〕「総理の辞任」〔自由党党報〕第二二九号、一八九七年三月二五日発行）。

〔47〕前掲・拙稿「初期議会期における板垣退助の政党論と政党指導」。

(48) 前掲・拙稿「第一議會期における板垣退助の政党論―立憲自由党体制をめくって―」。

(49) 前掲・拙稿「初期議會期における板垣退助の政党論と政党指導」。

(50) 前掲・伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」一五頁、西山由理花「松田正久と政党政治の発展」(ミネルヴァ書房、二〇一七年)六〇―六三頁。

(51) 前掲・伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」一六頁。

(52) 「総理の辞任」(『自由党党報』第一二九号、一八九七年三月二五日発行)ただし、『党報』による報道であるため、割り引いて考える必要がある。

(53) 「大阪自由黨員の脱党」(『東京朝日新聞』雑報、一八九七年三月一九日)。

(54) 「自由党倶楽部と前総理」(『自由党党報』第一二九号、一八九七年三月二五日発行)、前掲・龍野周一郎「旅行日記」一八九七年三月一九日条。

(55) 「自由党大坂支部常議員会」(『自由党党報』第一三〇号、一八九七年四月一日発行)。

(56) 「自由党倶楽部員の先進招待会」(『板垣前総理慰勞大懇親会』「板垣前総理の演説」(以上、『自由党党報』第一三〇号、一八九七年四月一日発行)。

(57) 「政務委員の確定」(『自由党党報』第一三〇号、一八九七年四月一日発行)。中島信行は、議會開設前の自由党副総理であった。一八九七年三月二二日、

松田正久と山田東次の照会により入党し(中島信行氏の入党、『自由党党報』第一三〇号、一八九七年四月一日発行)、三月二五日、政務委員に選ばれた。

(58) 以下「板垣前総理の演説」(『自由党党報』第一三〇号、一八九七年四月一日発行)による。

(59) 「自由党近畿大会の景況」(『板垣伯招待懇親会及政談演説会』(以上、『自由党党報』第一三三三号、一八九七年五月二五日発行)、「板垣伯席上演説」(『自由党党報』第一三七七号、一八九七年七月二六日)、「板垣伯の演説」(『自由党党報』第一五二二号、一八九八年三月一日)。

(60) 一八九七年五月四日から一日まで京都・大阪・愛知(『自由党党報』第一

三二二号・一三三三三号)、五月二〇日から二七日まで宮城(『自由党党報』第一三四四号)、八月二三日から一五日まで福島(『自由党党報』第一三九九号)、九月二四日から二五日まで千葉(『自由党党報』第一四二二号)、一〇月九日から二〇日まで静岡・福井・石川・富山・長野(『自由党党報』第一四二二号・第一四三三号・第一四四四号)、一〇月三一日から一月七日まで山形(『自由党党報』第一四四四号・第一四五五号)、一月二八日に横浜(『自由党党報』第一四六六号)を遊説した。

(61) 「板垣伯の多摩行」(『土陽新聞』雑報、一八九七年七月一日)、「西多摩自由党懇親会」(『板垣伯席上演説』「関東自由党青年大会」(関東青年会員の会合)(以上、『自由党党報』第一三七七号、一八九七年七月二六日発行)、「在京自由黨員大懇親会」(『自由党党報』第一三八八号、一八九七年八月一日発行)、「代議士及黨員の集会」(『自由党党報』第一四二二号、一八九七年一〇月一日発行)。

(62) 「関西青年自由大会」(『自由党党報』第一三三二号、一八九七年四月二五日発行)、「自由党近畿大会の景況」(『自由党党報』第一三三三三号、一八九七年五月二五日発行)、「東北青年」(『土陽新聞』雑報、一八九七年五月一九日)、「自由党宮城支部春期総会と自由党東北青年大会」(『塩釜の懇親会』「湧谷町の政談演説会」(以上、『自由党党報』第一三四四号、一八九七年六月二日)、「自由党関東青年大会準備会」(『自由党党報』第一三五五号、一八九七年六月二五日)、「板垣伯の多摩行」(『土陽新聞』雑報、一八九七年七月一日)、「関東自由党青年大会」(『西多摩自由党懇親会』「板垣伯席上演説」(以上、『自由党党報』第一三七七号、一八九七年七月二六日)、一八九七年七月八日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰、「伊藤博文関係文書」第二卷(塙書房、一九七四年)三六三―三六六頁、「在京自由黨員大懇親会」(『自由党党報』第一三八八号、一八九七年八月一日発行)、「福島県に於ける板垣伯の一行」(『自由党党報』第一三九九号、一八九七年八月二五日発行)、「故山田氏の葬儀」(『自由党党報』第一四一〇号、

- 一八九七年九月二五日)、「富山県に於ける板垣伯」「北信八州大会」「富山青年団体の蹶起」(以上、『自由党党報』第一四三三号、一八九七年一〇月二五日発行)、「東北に於ける板垣伯一行」「自由党東北大会」「自由党全国青年大会主意書」(以上、『自由党党報』第一四五号、一八九七年一二月二五日発行)、「自由党全国青年大会」「青年大会に於ける板垣伯の演説」(以上、『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日発行)。
- (63) 「板垣伯の演説」「大坂築港期成会席上板垣伯演説」「板垣伯招待懇親会及政談演説会」(以上、『自由党党報』第一三三三号、一八九七年五月二五日発行)、「板垣伯席上演説」「西多摩自由党懇親会」(以上、『自由党党報』第一三七号、一八九七年七月二六日発行)。
- (64) 以下、「板垣伯の意見書」(『自由党党報』第一三三三号、一八九七年四月二五日発行)。
- (65) 青年の意義については、「板垣伯の演説」(『自由党党報』第一三三三号、一八九七年五月二五日発行)でも述べる。
- (66) 「板垣伯の青年論」『進歩党党報』第一号、一八九七年五月一日発行)。
- (67) 「板垣伯席上演説」(『自由党党報』第一三七号、一八九七年七月二六日発行)。
- (68) 前掲・拙稿「初期議会期における板垣退助の政党論と政党指導」。
- (69) 「板垣伯席上演説」(『自由党党報』第一三七号、一八九七年七月二六日発行)。
- (70) 以下、板垣退助「立憲政体の妙用」(『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日)。
- (71) 「右手支部決議」「愛知支部決議」(以上、『自由党党報』第一四六号、一八九七年二月一〇日発行)。
- (72) 「提携断絶に関する顛末」(『進歩党党報』第一四号、一八九七年一月一日発行)。
- (73) 一八九七年九月一六日付伊藤博文宛板垣退助書翰、『伊藤博文関係文書』第三卷(塙書房、一九七五年)四一～四三頁。
- (74) (一八九七年)一月一七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰、(一八九七年)一月一八日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰、以上、『伊藤博文関係文書』第二卷(塙書房、一九七四年)三七四～三七六頁。「政務委員及幹事の辞任」(『自由党党報』第一四五号、一八九七年一月二五日発行)。
- (75) 「自由党の方針」(『自由党党報』第一四五号、一八九七年一月二五日発行)。
- (76) 「政務委員及幹事の辞任」(『自由党党報』第一四五号、一八九七年一月二五日発行)。
- (77) 以下、「青年大会に於ける板垣伯の演説」(『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日)。
- (78) 「定期大会」(『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日)。
- (79) 「自由党大会」(『読売新聞』雑報、一八九七年二月一六日)、「自由党と政府の苦策」(『東京朝日新聞』雑報、一八九七年二月一六日)、「昨日の自由党大会」(『読売新聞』雑報、一八九七年二月一七日)、「自由党硬軟論戦要旨」(『東京朝日新聞』雑報、一八九七年二月一八日)。
- (80) 「定期大会」(『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日)。
- (81) 「定期大会」(『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日)。
- (82) 「自由党総会及び懇親会」(『東京朝日新聞』雑報、一八九七年二月二八日)、「自由党評議員会(附板垣伯の談話)」(『読売新聞』雑報、一八九八年一月一〇日)、「前代議士総会」「板垣伯の報告会」(以上、『自由党党報』第一四九号、一八九八年一月二五日発行)、「自由党臨時代議士総会(外交問題協議)」(『読売新聞』雑報、一八九八年四月二七日)、「自由党代議士集會」(『読売新聞』雑報、一八九八年五月一三日)、「外交及び財政問題調査」(『自由党党報』第一一五六号、一八九八年五月一日発行)、「代議士総会」(『自由党党報』第一一五七号、一八九八年五月二九日発行)、「自由党代議士総会(鉄道国有建議可決)」(『読売新聞』雑報、一八九八年六月三日)、「自由党代議士総会」(『東京

- 朝日新聞」雑報、一八九八年六月九日、「自由党評議員会」(『読売新聞』雑報、一八九八年六月二日)。
- (83) 前掲・伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」三二～四五頁、同「立憲政友会創立期の議会」、『日本議会史録』1(第一法規出版株式会社、一九九一年)所収。
- (84) 以下、「板垣伯の報告会」(『自由党党報』第一四九号、一八九八年一月二五日発行)。
- (85) 板垣退助「立憲政体の妙用」(『自由党党報』第一四七号、一八九七年一月一〇日)。
- (86) 「板垣伯の演説」(政見発表会)(以上、『自由党党報』第一五二号、一八九八年三月一〇日発行)。
- (87) 以下、「板垣伯の演説」(『自由党党報』第一五二号、一八九八年三月一〇日発行)。
- (88) 立志社創立百年記念出版委員会編『片岡健吉日記』(高知市民図書館、一九七四年)所収、一八九八年四月一九日条。
- (89) 「自由党本部の通知書」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年四月二二日)。
通知書と同趣旨のものが、後に「自由党党報」の党論にも掲載された(『吾党伊藤内閣と提携を絶つ』『自由党党報』第一五五号、一八九八年四月二五日発行)。
- (90) 自由党と伊藤内閣の提携に尽力していた伊東巳代治の証言によれば、「伊藤侯が前約に背き板垣伯を内務に奏薦することを拒絶」したという(伊東巳代治「翠雨荘日記」一九〇〇年四月二七日条、「憲政史編纂会旧蔵 伊東巳代治日記・記録」未刊 翠雨荘日記)第一巻、ゆまに書房、一九九九年)。これには板垣と良好な関係ではなかった井上馨大蔵大臣が、板垣内閣を了解しなかったことが裏面にあったとされる。
- (91) 「自由党会」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年四月二六日)。

- (92) 「自由党の財政意見」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年四月二五日)、「板垣伯の実業家招待会」(『読売新聞』雑報、一八九八年四月二九日)。
- (93) 「自由党代議士集会」(『読売新聞』雑報、一八九八年五月一三日)、「代議士会」(外交及び財政問題調査)(以上、『自由党党報』第一五六号、一八九八年五月一五日発行)、「代議士総会」(『自由党党報』第一五七号、一八九八年五月二九日発行)、「自由党代議士総会(鉄道国有建議可決)」(『読売新聞』雑報、一八九八年六月三日)、「自由党代議士総会」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年六月九日)。
- (94) 「臨時大会」(『自由党党報』第一五六号、一八九八年五月一五日発行)。
- (95) 「自由党の軟派四十五名板垣伯に迫る」(『読売新聞』雑報、一八九八年六月一〇日)。自由倶楽部に所属していた衆議院議員利光鶴松の証言によれば、板垣は、松田・林等とともに、地租増徴案に絶対的反対の立場で、利光に反対するように説いたという(小田急電鉄株式会社編『利光鶴松翁手記』大空社、一九九七年、三〇八・三〇九・三一頁)。
- (96) 「自由党紛擾遺聞」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年六月一〇日)。
- (97) 「自由党紛擾遺聞」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年六月一〇日)、「自由党評議員会」(『自由党福住派の脱党と調停』(『読売新聞』雑報、一八九八年六月二二日)。

※本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号20k00942の助成を受けたものです。